

資料5	第2回総会（平成28年4月18日）
	東北地方年金記録訂正審議会

議題4

年金記録の訂正に関する
事務取扱要領・細則の改
正等について

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
（公印省略）

国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務取扱要領等の改正について

年金記録の訂正手続については、「国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務取扱要領」（平成27年2月27日厚生労働大臣決定。以下「事務取扱要領」という。）が定められているところであるが、被保険者又は被保険者であった者（以下「被保険者等」という。）の死亡によりその者の遺族が訂正請求する場合において、当該遺族が訂正請求書（事務取扱要領様式第1号の1～4をいう。）に添付する書類が追加されたこと等に伴い、別添1のとおり事務取扱要領が改正されたので通知する。

また、年金記録の訂正手続に関する具体の事務処理方法については、「国民年金原簿及び厚生年金保険原簿の訂正に関する事務取扱細則」（平成27年3月25日厚生労働省大臣官房年金管理審議官通知（年管発0325第9号）。以下「事務取扱細則」という。）を定めているところ、地方厚生（支）局又は日本年金機構から照会があった事項に関して記載内容を補記するなど、別添2のとおり事務取扱細則を改正したので通知する。

貴職におかれては、その内容につき御了知の上、貴下職員に対し周知していただくとともに、下記の事項に御留意の上、年金記録の訂正手続に関する事務処理について遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 改正の内容

(1) 事務取扱要領

ア 被保険者等の遺族が訂正請求する場合は、当該遺族が被保険者等の死亡に伴う未支給の年金（保険給付）又は（保険）給付の受給権者であることを証する書類を訂正請求書に添付すること。

イ 改正後の行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、「年金記録に係る訂正決定通知書」（事務取扱要領様式第7号）等について、処分があったことを知った日の翌日から

起算して3月以内に審査請求できる旨記載したこと。

(2) 事務取扱細則

ア 地方厚生(支)局又は日本年金機構から照会があった事項に関して記載内容を補記したこと。

イ 日本年金機構における不正アクセス事案に伴う基礎年金番号が変更された者に係る取扱を追記したこと。

ウ 改正後の行政不服審査法の施行に伴い、「審査請求書」(事務取扱細則様式第 33 号)等について、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求できる旨記載したこと。

2 施行期日

改正後の事務取扱要領及び事務取扱細則は、平成 28 年4月1日から施行すること。

3 留意する事項

改正後の行政不服審査法は施行日後にされた行政庁の処分について適用されるため(同法附則第3条)、下表の様式については、平成 28 年 4 月 1 日以降に処分された事案について使用すること。

年金記録に係る訂正決定通知書	事務取扱要領様式第7号
年金記録に係る不訂正決定通知書	事務取扱要領様式第8号
年金記録に係る訂正・不訂正決定通知書	事務取扱要領様式第9号
年金記録の訂正に係る却下通知書	事務取扱要領様式第 10 号
審査請求書(年金記録に係る訂正・不訂正決定又は却下処分)	事務取扱細則様式第 33 号
処分取消通知書(年金記録の訂正請求に係る処分)	事務取扱細則様式第 36 号